

社会福祉法人松竹会 理事及び監事の報酬に関する規程

〈目的〉

第1条 この細則は、社会福祉法人松竹会（以下「松竹会」という。）定款第22条により、評議員会が定める報酬額等を定めることを目的とする。

〈総額の上限〉

第2条 理事及び監事に対して、各年度の総額が3,000,000円を越えない範囲で、報酬を支給するものとする。

〈報酬額〉

第3条 理事及び監事として、松竹会の事業に従事した場合の報酬については、以下のとおり支給する。

1回あたりの報酬額	理事長	20,000円
1回あたりの報酬額	理事	10,000円

〈交通費〉

第4条 交通費の算定については、松竹会職員に準拠する。

〈支給方法〉

第5条 報酬の支給方法は、松竹会職員の例による。ただし、都合によりその都度支給することができる。

附 則

この規程は、平成29年6月21日から施行する。

社会福祉法人松竹会

理事及び監事、評議員の報酬に関する積算根拠

社会福祉法人松竹会理事及び監事の報酬については、東三河広域連合における障害支援区分認定審査会の委員（非常勤特別職）の報酬に準拠するものとする。

委員の報酬 1 回あたり 20,000 円を準用する。

理事長	20,000 円	
理 事	10,000 円	（理事長の 2 分の 1）
監 事	10,000 円	（ ” ）
評議員	10,000 円	（ ” ）